ID: 397

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	措置入所者に対する保育料の徴収
例規名 根拠条項	児童福祉法による助産施設・母子生活支援施設入所費用及び保育所等保育料徴収規則　第1条
例規番号	昭和45年規則第16号

【根拠条文】

（費用の徴収）

第1条　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条の規定により妊産婦を助産施設に入所させたとき、法第23条の規定により母子を母子生活支援施設に入所させたとき、並びに法第24条第5項及び第6項の規定により児童を保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は家庭的保育事業等による保育を行つたときは、本人又は扶養義務者から、その費用を徴収する。

【基準】

（徴収金の額）

第2条　前条の費用は、次の各号に掲げる施設等の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2)　（省略）

(3)　保育所、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）児童の属する世帯の階層区分に基づいて別表第3に定める満3歳未満の児童で保育所等における保育の提供を受けるものの徴収金の表により徴収する。

2　前項の徴収金額は、毎月これを支払義務者から徴収する。

別表第3（第2条関係）

満3歳未満の児童で保育所等における保育の提供を受けるものの徴収金

各月初日における満3歳未満の児童の属する世帯の階層区分				徴収金（月額）	
階層区分	定義			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等			0円	0円
B1	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ）の市町村民税非課税世帯			0円	0円
B2	A階層及びB1階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯		ひとり親世帯等	0円	0円
			ひとり親世帯等以外の世帯	5,500円	5,400円
C1	A階層、B1階層及びB2階層を除き、当該年度分の市町村	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,750円	4,650円
			ひとり親世帯等以外の世帯	9,500円	9,300円
C2		48,600円以上67,500円未満	ひとり親世帯等	7,500円	7,350円
			ひとり親世帯等以外の世帯	15,000円	14,700円

C3	民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	67,500円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000円	8,800円
			ひとり親世帯等以外の世帯	25,500円	25,000円
		77,101円以上97,000円未満		25,500円	25,000円
C4		97,000円以上125,500円未満		35,500円	34,800円
C5		125,500円以上169,000円未満		43,500円	42,700円
C6		169,000円以上251,000円未満		54,500円	53,500円
C7		251,000円以上301,000円未満		60,000円	58,900円
C8		301,000円以上397,000円未満		71,000円	69,700円
C9		397,000円以上		89,000円	87,400円

備考

1　この表における満3歳未満の児童の年齢については、年度の初日の前日における年齢をもつて当該年度中の満年齢とする。

2　この表において、生活保護世帯等とは、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯並びに児童福祉法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者等の世帯をいう。

3　この表において、ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。

(1)　母子世帯又は父子世帯　母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に満3歳未満の児童を扶養しているものの世帯をいう。

(2)　障害者又は障害児と生計を一にする世帯　次に掲げる者が属する世帯をいう。

ア　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

イ　厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者

オ　国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により障害基礎年金の支給を受けている者

(3)　その他の世帯　生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯をいう。

4　この表における所得割(地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。)の額については、次のとおりとする。

(1)　地方税法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しない。

(2)　保育の提供を受ける児童と生計を一にする父母が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当するときは、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び同条第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。

(3)　所得割の額については、徴収金の算定の基準となる年の翌年1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の

区域内に住所を有した場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)にあっては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。

5　この表において、保育標準時間とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定の区分を、保育短時間とは、同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定の区分をいう。

6　この表における階層区分の認定に当たつては、保育の提供を受ける満3歳未満の児童と生計を一にする父母及びそれ以外の扶養義務者(当該児童の生計を維持する者に限る。)に係る所得割の額の合計額により行うものとする。

7　この表の規定にかかわらず、生計を一にする世帯において、当該満3歳未満の児童の他に次の各号のいずれかに該当する者がいる場合の徴収金は、当該児童が、これらの者のうち最年長のもの(以下この項において「第1子」という。)を除く最年長のもの(以下この項において「第2子」という。)である場合にあつては同表に規定する徴収金の5割の額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の者(第1子及び第2子以外の者をいう。)である場合には零とする。

(1)　子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する認定こども園、幼稚園及び保育所に在籍する児童

(2)　子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育を行う施設に在籍する児童

(3)　学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する児童

(4)　法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前の児童

(5)　法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前の児童

(6)　法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)であつて同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものを利用する小学校就学前子ども

8　前項の規定にかかわらず、特定被監護者等(保護者に監護される者、保護者に監護されていた者又は保護者若しくはその配偶者の直系卑属であつて、保護者と生計を一にするものをいう。以下同じ。)が2人以上いる保育の提供を受ける満3歳未満の児童の属する世帯の市町村民税所得割の額が57,700円未満である場合の徴収金は、特定被監護者等のうち最年長のもの(以下この項において「第1子」という。)を除く最年長のもの(以下「第2子」という。)が保育の提供を受ける満3歳未満の児童である場合にあつては、この表に規定する徴収金の5割の額(10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の者(第1子及び第2子以外の者をいう。)が保育の提供を受ける満3歳未満の児童である場合にあつては零とする。

9　前項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いるひとり親世帯等の保育の提供を受ける満3歳未満の児童の属する世帯の市町村民税所得割の額が77,101円未満である場合の徴収金は、第2子以降の者が保育の提供を受ける満3歳未満の児童である場合にあつては、零とする。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日